

東京都言語聴覚士養成所指導要領

平成27年8月21日 27福保医人第936号
令和6年9月6日 6保医医人第1502号
令和6年12月2日 6保医医人第2103号

第1 一般的事項

- 1 言語聴覚士学校養成所指定規則（以下「指定規則」という。）第2条第1項に規定する指定申請書は、知事に提出すること。
- 2 指定規則第3条第1項の変更の承認申請書は、知事に提出すること。
- 3 養成所の設置者は、法人であること。
- 4 敷地、校舎の位置及び環境が、教育上適切であること。
- 5 指定規則第2条第2項に規定する実習施設の承諾書は別記書式により、実習指導者の履歴書を添付のうえ提出すること。
- 6 養成所は、自らの教員要件及び教育内容等について、別記書式により自己点検、自己評価及びその結果の公表を毎年行うこと。
- 7 養成所は、教員要件及び教育内容等に関して、5年以内ごとに第三者による評価を受け、その結果を公表するよう努めること。

第2 学生に関する事項

- 1 学則に定められた学生の定員を守ること。
- 2 入学資格の審査は、法令の定めるところに従い適正に行うこと。
- 3 入学の選考は、適正に行うこと。
- 4 学生の出席状況を確実に把握し、出席状況の不良な者（例えば欠席日数が当該学年の出席すべき日数の3分の1を超える者）については、進級又は卒業を認めないこと。
- 5 入学、進級、卒業、成績、出席状況等学生に関する記録が確実に保存されていること。
- 6 健康診断の実施、疾病の予防措置等学生の保健衛生に必要な措置を講ずること。

第3 教員に関する事項

- 1 専任教員の数は、定員又は学級数に応じて増加すること。
- 2 専任教員1人の1週間当たりの担当授業時間数は過重にならないよう15時間を標準とすること。
- 3 養成所は、臨床実習全体の計画の作成、臨床実習施設との調整、臨床実習の進捗管理等を行う者（以下「実務調整者」という。）として、専任教員から1名以上配置すること。
- 4 専任教員は、臨床に携わるなどにより、臨床能力の向上に努めるものとする。

第4 授業に関する事項

- 1 教育内容について

(1) 指定規則別表に定める各教育分野は、別表1に掲げる事項を修得させることを目的とした教育内容とすること。

2 単位制について

(1) 単位の計算方法

ア 基本的計算方法

1 単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、1単位の授業時間数は、講義及び演習については15時間から30時間、実験、実習及び実技については30時間から45時間の範囲で定めること。

基礎分野の授業科目は、実験、体育実技等であっても講義又は演習に含まれること。

イ 臨床実習

臨床実習については、1単位を40時間以上の実習をもって構成すること。

ウ 時間数

時間数は、実際に講義、実習等が行われる時間をもって計算すること。

(2) 履修単位数及び時間数

教育課程の編成に当たっては、基礎分野20単位以上で600時間以上、専門基礎分野32単位以上で895時間以上、専門分野（臨床実習を除く）34単位以上で985時間以上、臨床実習15単位以上で600時間以上の講義、実習等を行うようにすること。

(3) 単位の認定

ア 単位を認定するに当たっては、講義、実習等を必要な時間以上受けているとともに、当該科目の内容を修得していることを確認すること。

イ 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学又は言語聴覚士法施行規則第15条に定める学校、文教研修施設若しくは養成所に在学していた者に係る単位の認定については、本人からの申請に基づき、個々の既修の学習内容を評価し、養成所における教育内容に相当するものと認められる場合には、当該養成所における履修に替えることができること。

第5 施設設備に関する事項

1 同時に授業を行う学級の数を下らない専用の普通教室を有すること。

1の授業科目について同時に授業を行う学生の数は、40人以下であること。ただし、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられる場合は、この限りでないこと。

2 専用の実習室及び図書室を有すること。

実習室は、基礎実習室、検査室（防音設備のあるもの）、訓練室（観察室のあるもの）、教材作成室、ロッカールーム（又は更衣室）を有すること。

3 教育上必要な機械器具、模型及び図書を有すること。

- (1) 教育上必要な機械器具及び模型は、別表2を標準として整備すること。
- (2) 図書室に有すべき教育上必要な専門図書(洋書を含む)は、1,000冊以上(法第33条第2号、第3号又は第5号の養成所にあつては500冊以上)が望ましいこと。

第6 臨床実習施設に関する事項

- 1 臨床実習施設は、言語機能、音声機能及び聴覚に関する訓練、検査等の実習を行うにふさわしい施設であり、以下の要件を備えていること。
 - (1) 実習指導者は、以下の要件をすべて満たす者であること。
 - ア 各指導内容に対する専門的な知識に優れ、言語聴覚士の免許を受けた後5年以上法第2条に掲げる業務に従事した、十分な指導能力を有する者であつて、当該施設において専ら法第2条に掲げる業務に従事していること。
 - イ 厚生労働省が定める基準を満たす臨床実習指導者講習会(令和6年5月24日付け医政発0524第5号)を修了した者又は令和6年度以降に開催される厚生労働省及び公益財団法人医療研修推進財団が実施する理学療法士・作業療法士・言語聴覚士養成施設教員等講習会を修了した者であること。
 - ウ ハラスメントの防止に努める者であること。
 - (2) 実習指導者1人が担当する学生の数は、2人を限度とすること。但し、見学実習の実施については、実習指導者によらないことができることとし、実施にあたり担当する学生数に制限は設けないものであること。
 - (3) 臨床実習施設には、専用の訓練室及び実習を行う上に必要な機械器具を備えること。また、臨床実習を行うのに必要な設備として、討議室、休憩室、更衣室、ロッカー、机等を備えていることが望ましいこと。
 - (4) 臨床実習のうち400時間以上は、医療提供施設(薬局及び助産所を除く。)において行うこと。
 - (5) 医療提供施設において行う実習のうち320時間以上は病院又は診療所において行うこと。
 - (6) 臨床実習で経験すべき症例が十分に確保できていること。
 - (7) 養成所と緊密な連携体制をもってハラスメント予防に努めること。
- 2 介護、福祉、特別支援教育の施設等と連携することで、見学等の実習の機会を設けることが望ましいこと。

第7 その他

- (1) 入学料、授業料及び実習費等が適当な額であり、学生又は父兄から寄附金その他の名目で不当な金額を徴収しないこと。
- (2) 指定規則第5条の報告は、確実かつ遅滞なく行うこと。

なお、報告に当たっては、看護師等養成所報告システムを利用して報告を行うこと。

第8 広告及び学生の募集行為に関する事項

(1) 広告については、申請書（設置計画書）が受理された後、申請内容に特段問題がないときに、申請者の責任において開始することができること。また、その際は、指定申請中（設置計画中）であることを明示すること。

(2) 学生の募集行為については、指定申請書が受理された後、申請内容に特段問題がないときに、申請者の責任において開始することができること。また、その際は、指定申請中であることを明示すること。

学生の定員を増加させる場合の学生の募集行為（従来の学生の定員に係る部分の学生の募集行為を除く。）については、これに準じて行うこと。

附 則

- 1 この要領は、平成27年8月21日から施行し、平成27年4月1日から適用する。
- 2 この要領の施行の際、現に設置計画書等の提出などの手続を行っていたものについては、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和6年9月6日から施行し、言語聴覚士法（平成9年法律第132号。以下「法」という。）第33条第1号に基づく養成所は令和7年4月1日から、法第33条第2号に基づく養成所は令和9年4月1日から、法第33条第3号及び第5号に基づく養成所は令和8年4月1日から適用する。

附 則

- 2 この要領は、令和6年12月2日から施行する。適用年月日は上記1と同様とする。

別表1 教育内容と教育目標

（言語聴覚士養成所指導ガイドラインのとおり）

別表2 教育上必要な機械器具、標本、模型

（言語聴覚士養成所指導ガイドラインのとおり）

別表3 臨床実習の実施における教育目標

（言語聴覚士養成所指導ガイドラインのとおり）

別記様式 教員資格及び教育内容等の自己評価書様式

（言語聴覚士養成所指導ガイドラインのとおり）